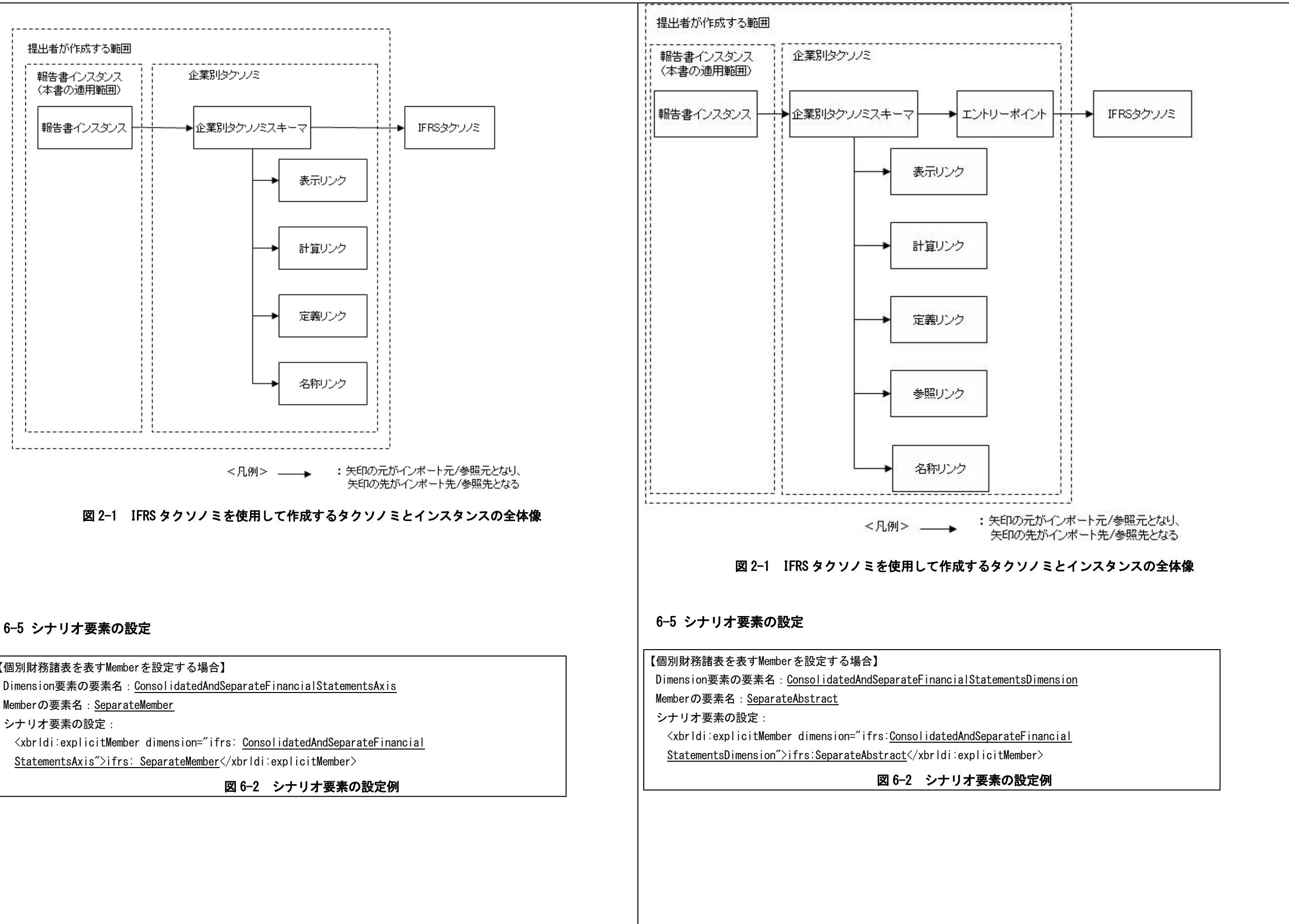


○報告書インスタンス作成ガイドライン（その2：IFRS適用提出者用）一部改正新旧対照表

新	旧																												
<p>表紙</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>IFRSタクソノミ2010 対応</td> </tr> </table> <p>1-2 前提となる文書</p> <p style="text-align: center;">表 1-1 本書の前提となる文書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>文書名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>XBRL Specification 2.1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>XBRL Dimension 1.0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>FRIS(Financial Reporting Instance Standards) Public Working Draft 2004-11-14</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>GFM(Global Filing Manual) Version: 2010 - 10 - 12</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>報告書インスタンス作成ガイドライン（その1）*</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>企業別タクソノミ作成ガイドライン（その2：IFRS適用提出者用）2011年（平成23年）3月14日版</td> </tr> </tbody> </table> <p>*: EDINETタクソノミ対応「報告書インスタンス作成ガイドライン」（2011年3月14日）を本書では便宜上「報告書インスタンス作成ガイドライン（その1）」と表記します。</p> <p>1-3 参考となる文書</p> <p>本書におけるIFRSタクソノミの記述は、「IFRS Taxonomy Guide」を参考としています。「IFRS Taxonomy Guide」は、IFRS財団(IFRS Foundation)のWebサイト (http://www.ifrs.org/Home.htm) 上で公開されています。</p> <p>2-1 報告書インスタンスとは</p> <p>EDINETを用いて有価証券報告書等を提出する企業等(以下「提出会社」という。)が、有価証券報告書等に含まれるIFRSに準拠した財務諸表をXBRL形式により提出する場合、XBRLのタクソノミが必要となります。IFRSに準拠したXBRLのタクソノミには、IFRS財団が提供するIFRSタクソノミと、IFRSタクソノミをベースタクソノミとして提出会社が作成する企業別タクソノミがあります。提出会社は企業別タクソノミを作成し、企業別タクソノミから報告書インスタンスを作成した上で、EDINETに企業別タクソノミと報告書インスタンスを提出します。IFRSタクソノミ及び企業別タクソノミについての詳細は、「企業別タクソノミ作成ガイドライン（その2：IFRS適用提出者用）」を参照して下さい。<u>IFRSタクソノミを使用して作成するタクソノミとインスタンスの全体像を図2-1に示します。</u></p>	IFRSタクソノミ2010 対応	No	文書名	1	XBRL Specification 2.1	2	XBRL Dimension 1.0	3	FRIS(Financial Reporting Instance Standards) Public Working Draft 2004-11-14	4	GFM(Global Filing Manual) Version: 2010 - 10 - 12	5	報告書インスタンス作成ガイドライン（その1）*	6	企業別タクソノミ作成ガイドライン（その2：IFRS適用提出者用）2011年（平成23年）3月14日版	<p>表紙</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>IFRSタクソノミ2009 対応</td> </tr> </table> <p>1-2 前提となる文書</p> <p style="text-align: center;">表 1-1 本書の前提となる文書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>文書名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>XBRL Specification 2.1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>XBRL Dimension 1.0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>FRIS(Financial Reporting Instance Standards) Public Working Draft 2004-11-14</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>報告書インスタンス作成ガイドライン（その1）</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>企業別タクソノミ作成ガイドライン（その2：IFRS適用提出者用）</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-3 参考となる文書</p> <p>本書におけるIFRSタクソノミの記述は、「IFRS Taxonomy Guide」を参考としています。「IFRS Taxonomy Guide」は、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board、以下「IASB」という。)のWebサイト (http://www.iasb.org/Home.htm) 上で公開されています。</p> <p>2-1 報告書インスタンスとは</p> <p>EDINETを用いて有価証券報告書等を提出する企業等(以下「提出会社」という。)が、有価証券報告書等に含まれるIFRSに準拠した財務諸表をXBRL形式により提出する場合、XBRLのタクソノミが必要となります。IFRSに準拠したXBRLのタクソノミには、IASCFが提供するIFRSタクソノミと、IFRSタクソノミをベースタクソノミとして提出会社が作成する企業別タクソノミがあります。提出会社は企業別タクソノミを作成し、企業別タクソノミから報告書インスタンスを作成した上で、EDINETに企業別タクソノミと報告書インスタンスを提出します。IFRSタクソノミ及び企業別タクソノミについての詳細は、「企業別タクソノミ作成ガイドライン（その2：IFRS適用提出者用）」を参照して下さい。<u>EDINETで利用するタクソノミとインスタンスの全体像を図2-1に示します。</u></p>	IFRSタクソノミ2009 対応	No	文書名	1	XBRL Specification 2.1	2	XBRL Dimension 1.0	3	FRIS(Financial Reporting Instance Standards) Public Working Draft 2004-11-14	4	報告書インスタンス作成ガイドライン（その1）	5	企業別タクソノミ作成ガイドライン（その2：IFRS適用提出者用）
IFRSタクソノミ2010 対応																													
No	文書名																												
1	XBRL Specification 2.1																												
2	XBRL Dimension 1.0																												
3	FRIS(Financial Reporting Instance Standards) Public Working Draft 2004-11-14																												
4	GFM(Global Filing Manual) Version: 2010 - 10 - 12																												
5	報告書インスタンス作成ガイドライン（その1）*																												
6	企業別タクソノミ作成ガイドライン（その2：IFRS適用提出者用）2011年（平成23年）3月14日版																												
IFRSタクソノミ2009 対応																													
No	文書名																												
1	XBRL Specification 2.1																												
2	XBRL Dimension 1.0																												
3	FRIS(Financial Reporting Instance Standards) Public Working Draft 2004-11-14																												
4	報告書インスタンス作成ガイドライン（その1）																												
5	企業別タクソノミ作成ガイドライン（その2：IFRS適用提出者用）																												



7. ユニットの設定

インスタンス値のうち、数値項目にはユニットの設定が必要です。インスタンスにユニットのID属性（以下ユニットID）と、measure要素を設定し、各インスタンス値の設定に際してユニットIDを指定します。ユニットID設定の具体例は表7-1の通りです。

また、分母、分子を用いたユニットを設定する場合はdivide要素、unitNumerator要素、unitDenominator要素を用います。具体例を図7-1に示します。

なお、インスタンス値から参照されないユニットは報告書インスタンスに設定しないものとします。

(削除)

8-2-9 数値の設定に関する規約

インスタンス値に数値（xsi:nil属性が「true」を含む。以下同様）を設定する際には、以下の規約に従うことが必要です。

- ・ インスタンス値に数値を設定した要素は表示リンク及び計算リンクの両方に出現するものとします。但し、計算リンクにおいて、期間・時点区分が異なり計算リンクを設定できない場合及び他の要素との間に加減算関係が成り立たない場合は、この限りではありません。
- ・ 当該要素が出現する表示リンク及び計算リンクの拡張リンクロールは、提出会社がインスタンス値を報告することを意図する財務諸表の様式に対応したものであることが必要です。従って、ある要素は、同一の様式を示す表示リンクと計算リンクの拡張リンクロールに出現することが必要です。
- ・ 計算リンクの加減算関係に基づきインスタンス値の検算（計算リンクにおける子の要素のインスタンス値の加減算結果と、親の要素のインスタンス値の整合性の確認）をした結果は、端数差異（丸め誤差）等を除き原則として整合するものとします。提出会社は、検算結果に不整合があり、それが企業別タクソノミ又は報告書インスタンスの設定誤りに基づくものである場合には、適切な修正を行うことが必要です。

7. ユニットの定義

7-1 ユニットの設定

インスタンス値のうち、数値項目にはユニットの設定が必要です。インスタンスにユニットのID属性（以下ユニットID）と、measure要素を設定し、各インスタンス値の設定に際してユニットIDを指定します。

分母、分子を用いたユニットを設定する場合はdivide要素、unitNumerator要素、unitDenominator要素を用います。具体例を図7-1に示します。

なお、インスタンス値から参照されないユニットは報告書インスタンスに設定しないものとします。ユニットIDの設定値の詳細は、「7-2 ユニットID」を参照して下さい。

7-2 ユニットID

ユニットID設定の具体例は表7-1の通りです。

8-2-9 数値の設定に関する規約

インスタンス値に数値（xsi:nil属性が「true」を含む。以下同様）を設定する際には、以下の規約に従うことが必要です。

- ・ インスタンス値に数値を設定した要素は表示リンク及び計算リンクの両方に出現するものとします。但し、計算リンクにおいて、期間・時点区分が異なり計算リンクを設定できない場合及び他の要素との間に加減算関係が成り立たない場合は、この限りではありません。
- ・ 当該要素が出現する表示リンク及び計算リンクの拡張リンクロールは、提出会社がインスタンス値を報告することを意図する財務諸表の様式に対応したものであることが必要です。従って、ある要素は、同一の様式を示す表示リンクと計算リンクの拡張リンクロールに出現することが必要です。
- ・ 計算リンクの加減算関係に基づきインスタンス値の検算（計算リンクにおける子の要素のインスタンス値の加減算結果と、親の要素のインスタンス値の整合性の確認）をした結果は、文書情報において設定された計算リンクの拡張リンクロールとコンテキストの組み合わせにおいて、端数差異（丸め誤差）等を除き原則として整合するものとします。提出会社は、検算結果に不整合があり、それが企業別タクソノミ又は報告書インスタンスの設定誤りに基づくものである場合には、適切な修正を行うことが必要です。